

秋田県公安委員会告示第43号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定により、次のとおり少年指導委員を委嘱したので、少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号）第2条第2項の規定に基づき、公表する。

平成30年4月27日

秋田県公安委員会委員長 安藤 巳智子

| 氏名 | 連絡先 | 活動区域 |
|--------|---|--------------|
| 石川 惣太郎 | 秋田市千秋明徳町1番9号 秋田中央警察署生活安全課 018-835-1111 | 秋田中央警察署の管轄区域 |
| 高橋 芳郎 | 横手市安田字越廻71番地 横手警察署生活安全課 0182-32-2250 | 横手警察署の管轄区域 |